



発行 新潟県

号外 2
平成27年 3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 14 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)
- 15 新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課)
- 16 新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則(防災企画課)
- 17 新潟県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則(医務薬事課)
- 18 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(医務薬事課)
- 19 新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則(高齢福祉保健課)
- 20 新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 21 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する等の規則(障害福祉課)
- 22 新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 23 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

議 会 規 則

- 1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則(議事調査課)

人 事 委 員 会 規 則

- 6-1766 職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則(人事委員会事務局総務課)

公 安 委 員 会 規 則

- 10 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則(警務課)
- 11 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(組織犯罪対策第二課)

規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 新潟県規則第14号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（<u>同条第4項に規定する行政執行法人を除く。</u>）</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（<u>同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。</u>）</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第15号**

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式（その1）から別記第3号様式までの規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p><b>第10条</b> <u>削除</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 指定管理者による管理の場合における第4条第1項の規定の適用については、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。</p> <p><u>3</u> 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式（その1）から別記第3号様式までの規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p><b>第10条</b> <u>条例第15条第4項の規則で定める附属設備は別表に掲げるものとし、同項の規則で定める額は同表に定める額とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>条例第15条第7項の規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>会館の設置の目的の達成に特に資するものであつて知事が別に定める場合 知事が適当と認める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が適当と認める額</u></p> <p><u>3</u> <u>条例第15条第8項ただし書の規則で定める事由は第8条第1項各号に掲げる事由とし、当該事由により還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同項各号中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>前項の規定により適用される第8条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第2条第3項の規定により受け付けた使用の申込みについ</u></p>

別表 (第7条関係)

設 備 品 名	使 用 料		備 考
	単 位	金 額 (円)	
大ホール舞台	(略)		
能舞台	(略)	7,510	(略)
(略)			
キャスト ー付き平 台(小)	(略)	210	
キャスト ー付き平 台(中)	(略)	380	
キャスト ー付き平 台(大)	(略)	500	
(略)			
(略)			
映 写	映写機16 ミリ(大 ホール)	(略)	3,000
(略)			
(略)			
大・ 小ホール 音響 共通	(略)		
オープン 式テーブ レコーダ ー	(略)	980	
(略)			
(略)			
ギャ ラリ ー	(略)	(略)	(略)
展 示 コー ナー	自立式展 示パネル	1枚	120
	スポット ライト	1台	100
(略)			

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリー及び展示コーナーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後

ては、使用しようとする日の1年前までに使用の取消しを指定管理者に申し出た場合に限り、利用料金を還付することができる。この場合において、還付する額は、利用料金の2分の1に相当する額とする。

別表 (第7条、第10条関係)

設 備 品 名	使 用 料		備 考
	単 位	金 額 (円)	
大ホール舞台	(略)		
能舞台	(略)	15,000	(略)
(略)			
キャスト ー付き平 台(小)	(略)	420	
キャスト ー付き平 台(中)	(略)	770	
キャスト ー付き平 台(大)	(略)	1,020	
(略)			
(略)			
映 写	映写機16 ミリ(大 ホール)	(略)	6,010
(略)			
(略)			
大・ 小ホール 音響 共通	(略)		
オープン 式テーブ レコーダ ー	(略)	1,960	
(略)			
(略)			
ギャ ラリ ー	(略)	(略)	(略)
(略)			

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回と

5時までを1回とする。 2 (略)	する。 2 (略)
----------------------	--------------

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第16号**

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条** この規則は、新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成27年新潟県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公益性が高いと認められる事業又は業務)

- 第3条** 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものに係る事業又は業務とする。

- (1) 妙高戸隠連山国立公園の管理
- (2) 森林管理署の所掌事務
- (3) 公共工事の施行又は管理

(登山活動団体)

- 第4条** 条例第2条第3項の規則で定めるものは、公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

(届出の方法)

- 第5条** 条例第5条第1項の規定による届出は、知事若しくは条例第6条の規定により知事が指定した者に書面を提出する方法、ファクシミリ装置を使用して書面を送信する方法若しくは電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法又は当該届出に係る書面を入れるために登山道等に設置された箱に書面を入れる方法により行うものとする。

- 2 知事への届出は、新潟県警察本部地域部地域課長又は新潟県内に所在する警察署の長を経由して行うことができる。

- 3 条例第5条第1項後段の規則で定める方法は、電子情報処理組織を使用して届出事項を送信する方法とする。

(委任)

- 第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

---

新潟県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第17号**

新潟県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則

新潟県歯科技工士国家試験委員規則（平成11年新潟県規則第26号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第18号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p><b>第25条</b> (略)</p> <p><u>(登録販売者試験)</u></p> <p><b>第26条</b> <u>登録販売者試験を受けようとする者は、別記第13号様式による登録販売者試験受験願書に、写真その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(不正行為があつた場合の措置)</u></p> <p><b>第27条</b> <u>知事は、登録販売者試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</u></p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第28条</b> 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><b>第29条</b> <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。</u></p> <p><b>第13号様式</b> (第26条関係)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">       新潟県収入証紙貼付欄        登録販売者試験受験願書     </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本 籍</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 5%;">性 別</td> <td style="width: 15%;">男・女</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> <p>登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	本 籍				住 所				ふりがな		性 別	男・女	氏 名				生年月日	年	月	日	<p><b>第25条</b> (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第26条</b> 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第10条の規定による証明書の交付</u></p>
本 籍																					
住 所																					
ふりがな		性 別	男・女																		
氏 名																					
生年月日	年	月	日																		

申込者氏名	㊟
新潟県知事 様	
注 1 「本籍」欄は、都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載すること。	
2 申込者氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。	

**附 則**

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第19号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則

(新潟県介護保険法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法施行細則(平成20年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
<b>別表第1(第2条関係)</b>		<b>別表第1(第2条関係)</b>	
サービスの種類	添付書類	サービスの種類	添付書類
訪問介護	1 (略) 2 訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 3～5 (略)	訪問介護及び介護予防訪問介護	1 (略) 2 訪問介護又は介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 3～5 (略)
(略)		(略)	
通所介護	1～3 (略) 4 通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 5～6 (略) 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第7項に規定する施設であることを証する書類	通所介護及び介護予防通所介護(以下「通所介護等」という。)	1～3 (略) 4 通所介護又は介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 5～6 (略) 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第7項又は第8条の2第7項に規定する施設であることを証する書類
(略)		(略)	
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という。)	1～8 (略) 9 老人福祉法の規定による老人短期入所施設等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第9項又は第8条の2第7項に規定する施設であることを証する書類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という。)	1～8 (略) 9 老人福祉法の規定による老人短期入所施設等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第9項又は第8条の2第9項に規定する施設であることを証する書類
(略)		(略)	
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介	1～9 (略) 10 老人福祉法の規定による有料老人ホームの設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第11項又は第8条の2第9項に規定	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施	1～9 (略) 10 老人福祉法の規定による有料老人ホームの設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定



<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「護等」という。) する特定施設であることを証する書類</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p><b>別表第 2 (第 4 条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更事項</th> <th style="width: 50%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要</td> <td>                     1 (略)                      2 <u>通所介護</u>、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図                       3～5 (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	「護等」という。) する特定施設であることを証する書類	(略)	変更事項	添付書類	(略)	(略)	事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図  3～5 (略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「護等」という。) する特定施設であることを証する書類</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p><b>別表第 2 (第 4 条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更事項</th> <th style="width: 50%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要</td> <td>                     1 (略)                      2 <u>通所介護等</u>、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図                       3～5 (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	「護等」という。) する特定施設であることを証する書類	(略)	変更事項	添付書類	(略)	(略)	事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護等</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図  3～5 (略)	(略)	(略)
「護等」という。) する特定施設であることを証する書類	(略)																				
変更事項	添付書類																				
(略)	(略)																				
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図  3～5 (略)																				
(略)	(略)																				
「護等」という。) する特定施設であることを証する書類	(略)																				
変更事項	添付書類																				
(略)	(略)																				
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護等</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図  3～5 (略)																				
(略)	(略)																				

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則(平成19年新潟県規則第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(別表 6 の項第 2 号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p><b>第 2 条</b> 条例別表 6 の項第 2 号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、次の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">介護予防サービスの種類</td> <td style="width: 50%;">居宅サービスの種類</td> </tr> <tr> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td>訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td>居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p><b>第 7 条</b> 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は定期巡回</p>	介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	(略)	(略)	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	(略)	(略)	<p>(別表 6 の項第 2 号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p><b>第 2 条</b> 条例別表 6 の項第 2 号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、次の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">介護予防サービスの種類</td> <td style="width: 50%;">居宅サービスの種類</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">介護予防訪問介護</td> <td style="border: 2px solid black;">訪問介護</td> </tr> <tr> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td>訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td>居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">介護予防通所介護</td> <td style="border: 2px solid black;">通所介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p><b>第 7 条</b> 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1) 訪問介護、<u>介護予防訪問介護</u>、夜間対応型訪</p>	介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	(略)	(略)	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防通所介護	通所介護	(略)	(略)
介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類																								
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護																								
(略)	(略)																								
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導																								
(略)	(略)																								
介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類																								
介護予防訪問介護	訪問介護																								
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護																								
(略)	(略)																								
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導																								
介護予防通所介護	通所介護																								
(略)	(略)																								

<p>・随時対応型訪問介護看護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>	<p>問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、<u>介護予防通所介護</u>、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>
--	---

(新潟県生活保護法施行細則の一部改正)

**第3条** 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第43号様式（その2）を次のように改める。

第43号様式 (その2) (第17条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書 (介護予防サービス)

名 称	(フリガナ)		医療機関コード						
所 在 地	〒 ー								
連 絡 先	電話番号		FAX番号						
開設者の氏名、生 年月日、住所 (法人の場合は、 「氏名(名称)」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 (所在地)」欄に 主たる事務所の所 在地を記載)	氏名(名 称)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在 地)	〒 ー							
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日				
	住所	〒 ー							
施設又は実施する事業の種類	事業等 開 始 (予定) 年月日	既 指 定 の 年 月 日	介護保険法の指定を受けている事業等						
			指定等年月日	介護保険事業者番号					
居 宅	介護予防訪問介護								
	介護予防訪問入浴 介護								
	介護予防訪問看護								
	介護予防訪問リハ ビリテーション								
	介護予防居宅療養 管理指導								
	介護予防通所介護								
サ ー	介護予防通所リハ ビリテーション								
	介護予防短期入所 生活介護								
ビ ス	介護予防短期入所 療養介護								
	介護予防認知症対 応型共同生活介護								
	介護予防特定施設 入居者生活介護								
	介護予防認知症対 応型通所介護								
	介護予防小規模多 機能型居宅介護								
	介護予防福祉用具 貸与								

	特定介護予防福祉用具販売																			
介護予防・日常生活支援	第1号訪問事業																			
	第1号通所事業																			
	第1号生活支援事業																			
介護予防支援（地域包括支援センター）																				
職員配置の状況		別紙に記載のこと																		
利用定員等																				
サービス費用算定基準額以外に必要な利用料の額																				

上記のとおり申請します。  
平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
申請者 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

㊟

(新潟県老人福祉法施行細則の一部改正)

第 4 条 新潟県老人福祉法施行細則（平成 5 年新潟県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 7 号様式</b>（第 8 条関係）                      養護老人ホーム等設置届                      （略）                      添付書類                      1～3 （略）                      4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類                      (1) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第 7 条（同令第59条において準用する場合を含む。）又は第34条（同令第63条において準用する場合を含む。）</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程                      (2)・(3) （略）                      (4) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第 1 項（同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>同令第27条第 2 項（同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類</p> <p><b>第 8 号様式</b>（第 9 条関係）                      養護老人ホーム等設置認可申請書                      （略）                      添付書類                      1～4 （略）                      5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類                      (1) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 7 条（同令第59条において準用する場合を含む。）又は第34条（同令第63条において準用する場合を含む。）</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程                      (2)・(3) （略）                      (4) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第 1 項（同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力病院の名称及び診療科</p>	<p><b>第 7 号様式</b>（第 8 条関係）                      養護老人ホーム等設置届                      （略）                      添付書類                      1～3 （略）                      4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類                      (1) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第 8 条（同条例第50条において準用する場合を含む。）又は第36条（同条例第54条において準用する場合を含む。）</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程                      (2)・(3) （略）                      (4) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第 1 項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>同条例第28条第 2 項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類</p> <p><b>第 8 号様式</b>（第 9 条関係）                      養護老人ホーム等設置認可申請書                      （略）                      添付書類                      1～4 （略）                      5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類                      (1) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条（同条例第50条において準用する場合を含む。）又は第36条（同条例第54条において準用する場合を含む。）</u>に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程                      (2)・(3) （略）                      (4) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第 1 項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）</u>に規定する協力病</p>

<p>名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>同令第27条第2項</u>（<u>同令第42条</u>、<u>第59条</u>又は<u>第63条</u>において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類</p>	<p>院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（<u>同条例第28条第2項</u>（<u>同条例第44条</u>、<u>第50条</u>又は<u>第54条</u>において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類</p>
---	--

（新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則等の廃止）

**第5条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第55号）
- (2) 新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第56号）
- (3) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第57号）
- (4) 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第58号）
- (5) 新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第59号）
- (6) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第60号）
- (7) 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第61号）
- (8) 新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第62号）
- (9) 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第72号）

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（介護予防訪問介護に関する経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護については、整備法附則第14条第2項に定める日までの間は、第1条の規定による改正前の新潟県介護保険法施行細則（以下「旧介護保険法施行細則」という。）及び第2条の規定による改正前の新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（以下「旧介護保険法関係手数料条例施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。  
（介護予防通所介護に関する経過措置）
- 3 整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護については、整備法附則第14条第2項に定める日までの間は、旧介護保険法施行細則及び旧介護保険法関係手数料条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第20号**

新潟県食品衛生法施行細則及び新潟県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

**第 1 条** 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(食品衛生責任者の届出)</p> <p><b>第18条</b> 条例別表第1の1の項第6号イ及び別表第1の2の1の項第6号イの規定による届出は、別記第13号様式によるものとする。</p> <p>(食品衛生に関する講習会)</p> <p><b>第19条</b> 条例別表第1の1の項第15号イ及び別表第1の2の1の項第13号イの講習会は、次に掲げる講習会とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の1の項第15号イ及び別表第1の2の1の項第13号イの規則で定める者は、次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第13号様式</b> (第18条関係)</p> <p>食品衛生責任者設置(変更)届出書 (略)</p> <p>食品衛生責任者を設置(変更)したので、新潟県食品衛生法施行条例別表第1の1の項第6号イ又は別表第1の2の1の項第6号イの規定により届け出ます。 (略)</p>	<p>(食品衛生責任者の届出)</p> <p><b>第18条</b> 条例別表第1の1第9号イの規定による届出は、別記第13号様式によるものとする。</p> <p>(食品衛生に関する講習会)</p> <p><b>第19条</b> 条例別表第1の1第10号イの講習会は、次に掲げる講習会とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の1第10号イの規則で定める者は、次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第13号様式</b> (第18条関係)</p> <p>食品衛生責任者設置(変更)届出書 (略)</p> <p>食品衛生責任者を設置(変更)したので、新潟県食品衛生法施行条例別表第1の1第9号イの規定により届け出ます。 (略)</p>

(新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目(以下この条において「移動別表号細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目(以下この条において「移動後別表号細目」という。)が存在する場合には当該移動別表号細目を当該移動後別表号細目とし、移動別表号細目に対応する移動後別表号細目が存在しない場合には当該移動別表号細目(以下この条において「削除別表号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の細目の表示、削除別表号細目及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第12条第8号の規則で定める事務は、</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第12条第8号の規則で定める事務は、</p>

<p>別表の第3の1の項の規定による食品衛生責任者に係る届出の受理とする。</p> <p>別表 (第2条関係)                  営業の衛生基準                  第1・第2 (略)                  第3 許可営業施設等の管理基準                  1 製造業及び販売業                  (1) 共通基準                  ア～オ (略)                  カ 食品等の取扱い                  (ア)～(コ) (略)                  (サ) 食品等の製造、加工、処理及び調理に当たっては、次の事項を実施すること。                  a～d (略)                  e 原材料として使用していない<u>アレルギー</u>(<u>食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づく基準に定めるアレルギーをいう。)</u>が混入しないよう措置を講ずること。                  (シ) (略)                  (ス) (略)                  キ～セ (略)                  (2) (略)                  2 食品行商                  (1)～(4) (略)                  (5) 食品等の取扱い                  ア～ケ (略)                  コ (略)                  サ (略)                  (6)～(9) (略)                  第4 (略)</p>	<p>別表の第3の1(1)ケ(イ)の規定による食品衛生責任者に係る届出の受理とする。</p> <p><b>第8号様式</b> (別表関係)                  食品衛生責任者設置(変更)届出書                  (略)</p> <p>別表 (第2条関係)                  営業の衛生基準                  第1・第2 (略)                  第3 許可営業施設等の管理基準                  1 製造業及び販売業                  (1) 共通基準                  ア～オ (略)                  カ 食品等の取扱い                  (ア)～(コ) (略)                  (サ) 食品等の製造、加工、処理及び調理に当たっては、次の事項を実施すること。                  a～d (略)                  e 原材料として使用していない<u>特定原材料(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。)</u>に由来する<u>アレルギー物質</u>が混入しないよう措置を講ずること。                  (シ) (略)                  (ス) <u>製品の出荷及び販売に際しては、法の基準に従い表示事項を点検すること。</u>                  (セ) (略)                  キ～セ (略)                  (2) (略)                  2 食品行商                  (1)～(4) (略)                  (5) 食品等の取扱い                  ア～ケ (略)                  コ <u>製品の出荷及び販売に際しては、法の基準に従い表示事項を点検すること。</u>                  サ (略)                  シ (略)                  (6)～(9) (略)                  第4 (略)</p>
--	---

第3条 新潟県食品衛生条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

営業の衛生基準

第1 許可営業施設等の衛生基準



- 1 製造業（漬物製造業、魚介類加工業、餅製造業及び食品の小分包装業をいう。以下同じ。）及び販売業（弁当類又はそう菜類販売業、冷凍食品販売業及び豆腐販売業をいう。以下同じ。）

(1) 共通基準

ア 施設の構造

- (ア) 施設（食品及び添加物（以下「食品等」という。）、器具並びに容器包装を取り扱う場所（製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下「食品取扱場」という。）、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。）は、公衆衛生上支障のない場所にあること。
- (イ) 施設には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があること。
- (ウ) 施設には、清潔な更衣設備を設けること。
- (エ) 食品取扱場は、食品取扱量に応じた広さを有し、住居その他営業に直接必要でない場所と区画がしてあること。
- (オ) 食品取扱場の床は、耐水性の材料で造られ、排水及び清掃がしやすい構造であること。
- (カ) 食品取扱場の内壁及び天井は、明色で隙間がなく、清掃がしやすい構造であること。
- (キ) 製造、加工、処理、調理及び保管を行う場所の内壁は、床面から1メートル以上の高さまで耐水性の材料で造られていること。
- (ク) 製造、加工、処理、調理及び販売を行う場所の明るさは、100ルクス以上であること。
- (ケ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、ばい煙、蒸気等を排除できる構造の換気設備を設けること。

イ 食品等、器具及び容器包装の取扱設備

- (ア) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、流し台等の洗浄設備があること。
- (イ) 食品取扱場の固定又は移動し難い機械類及び器具類は、清掃及び洗浄に便利な位置にあること。
- (ウ) 器具は、その構造及び材質が衛生的であり、洗浄及び殺菌が容易であること。
- (エ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、平滑で洗浄しやすい構造の作業台、調理台等があること。
- (オ) 器具及び容器包装を衛生的に保管する戸棚等の設備があること。
- (カ) 添加物を使用する場合は、明示された専用の保管設備を設け、計量器を備えること。
- (キ) 温度、圧力等を調節する必要のある設備には、温度計、圧力計その他必要な計器類を見やすい位置に備え付けること。
- (ク) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、見やすい場所に温度計を備え付けること。
- (ケ) 食品取扱場には、使用しやすい場所に、洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。
- (コ) 原材料、製品等の運搬用具は、清潔で、ほこり、昆虫等の侵入できない構造であること。

ウ 給水及び廃棄物処理

- (ア) 施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。なお、水道水以外の水を使用する場合には、消毒装置があること。
- (イ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、給湯設備があること。ただし、簡易な形態の営業にあつては、この限りでない。
- (ウ) 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。
- (エ) 施設には、食品取扱場に影響のない位置に、利用者数に応じた規模の便所があり、便所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備並びに洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。

(2) 特定基準

ア 漬物製造業

- (ア) 原材料保管室、製造室及び製品保管室を設けること。
- (イ) 施設には、流水式の履物の洗浄設備があること。

イ 魚介類加工業

原材料保管室、処理室、製品保管室及び冷蔵又は冷凍設備を設け、必要に応じ乾燥設備があること。

ウ 餅製造業

原材料保管室、製造室及び製品保管室を設け、必要に応じ放冷室、乾燥室又は包装室があること。

エ 食品の小分包装業

包装室を設け、必要に応じ原材料保管室又は製品保管室があること。

オ 弁当類又はそう菜類販売業

(7) 販売所には、衛生的な陳列ケースがあり、陳列ケースは、直射日光の当たらない場所に設置すること。

(4) 陳列ケース内には、温度計があること。

カ 冷凍食品販売業

販売所には、冷凍設備があること。

キ 豆腐販売業

(7) 販売所には、冷蔵設備又は保存用水槽があること。

(4) 保存用水槽は、さび止め金属製又は合成樹脂製のものとし、冷水を換水できる設備及び温度計があること。

2 食品行商

(1) 共通基準

ア 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

(7) 営業場所は、公衆衛生上支障のない場所であること。

(4) 器具の材質は、耐水性であり、清掃がしやすい構造であること。

(7) 陳列台又は陳列ケースがあること。

(エ) 食品ばさみ、スコップ等があること。

イ 振り売りをする営業

(7) 販売用容器は、耐水性の材質で蓋があること。

(4) 食品ばさみ、スコップ等があること。

(2) 特定基準

ア 魚介類行商及びそう菜類行商

(7) 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

a 器具を洗浄する水を十分に供給する設備があること。

b 荒切りする場合は、荒切り設備があること。

c 常に使用できる状態にした消毒剤を備え付けること。

(4) 振り売りをする営業

販売用容器には、蓋があり、洗浄しやすい材質で内部にすのこ等を備え、水の漏出ししない構造であること。

イ 魚介類加工品行商

販売用容器は、蓋があり、洗浄しやすい材質であること。

ウ 豆腐行商

(7) 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

a 冷蔵設備又は保存用水槽があること。

b 保存用水槽は、さび止め金属製又は合成樹脂製のものとし、冷水を換水できる設備及び温度計があること。

(4) 振り売りをする営業

販売用容器は、さび止め金属製又は合成樹脂製で保冷できる構造であること。

エ 菓子類製造販売行商

(7) 原材料、製品保管容器並びに機械類及び器具類には、防じんの設備があること。

(4) 器具を洗浄する水を十分に供給する設備があること。

(7) 常に使用できる状態にした消毒剤を備え付けること。

第2 届出施設の衛生基準

1 施設は、公衆衛生上支障のない場所にあること。

2 施設は、採光、換気、排水等が十分に行われる構造であること。

3 施設の天井は、清掃がしやすい構造であること。

4 施設には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があること。

5 施設には、洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。

6 施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。

7 製造業の食品取扱場には、原材料保管室、製造室及び製品保管室を設けること。

- 8 製造室には、原材料並びに機械類及び器具類の洗浄設備があること。
  - 9 製造室には、耐水性で十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。
  - 10 店舗には、衛生的な陳列販売用設備があること。
  - 11 便所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があり、かつ、洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。
- 第3 許可営業施設等の管理基準
- 1 共通基準  
新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号。以下「法施行条例」という。）別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。
  - 2 特定基準
    - (1) 製造業  
法施行条例別表第1の2の項第2号又は別表第1の2の2の項第2号に掲げる基準によること。
    - (2) 販売業  
法施行条例別表第1の2の項第4号又は別表第1の2の2の項第4号に掲げる基準によること。
    - (3) 食品行商（菓子類製造販売行商に限る。）  
法施行条例別表第1の2の2の項第2号キに掲げる基準によること。
- 第4 届出施設の管理基準
- 1 共通基準  
法施行条例別表第1の1の項又は別表第1の2の1の項に掲げる基準によること。
  - 2 特定基準  
法施行条例別表第1の1の項第15号ア又は別表第1の2の1の項第13号アに掲げる基準によること。  
この場合において、これらの規定中「許可営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条（新潟県食品衛生条例施行規則別表の改正に限る。）の規定は、同年4月1日から施行する。

---

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第21号**

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する等の規則

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の員数等の特例)</p> <p><b>第23条</b> 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項(第21条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。)</u>の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準省令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(職員の員数等の特例)</p> <p><b>第23条</b> 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項(第21条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、<u>新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。)</u>の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

**第2条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第7号)
- (2) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第8号)

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第22号**

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(所管行政庁が必要と認める図書)	(所管行政庁が必要と認める図書)
<b>第2条</b> 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。	<b>第2条</b> 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
(1) <u>次のいずれかに該当する書類</u>	(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類</u>
ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類</u>	
イ <u>品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。）の写し</u>	
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(5) <u>法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準に適合することを証する書類</u>	
(所管行政庁が不要と認める図書)	(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときにおける当該図書とする。

(1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項

(2) (略)

第4条 削除

別記

第1号様式（第5条関係）

建築工事完了報告書

(略)

報告者 住 所  
氏 名 ㊦  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名  
電話番号〕

(略)

(略)

定期点検等を実施する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときにおける当該図書とする。

(1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項

(2) (略)

（構造計算適合性判定の実施）

第4条 知事は、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

建築工事完了報告書

(略)

報告者 住 所  
氏 名 ㊦  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条に 1 号を加える改正及び第 4 条の改正は、同年 6 月 1 日から施行する。

---

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第23号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(96)の3（略）	(1)～(96)の3（略）
(96)の4 <u>第1種フロン類充填回収業者登録申請手数料</u>	(96)の4 <u>第1種フロン類回収業者登録申請手数料</u>
(96)の5 <u>第1種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料</u>	(96)の5 <u>第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料</u>
(97)～(97)の4（略）	(97)～(97)の4（略）
<u>(97)の5 指定調査機関指定申請手数料</u>	
<u>(97)の6 指定調査機関指定更新申請手数料</u>	
(98)～(138)（略）	(98)～(138)（略）
(139) <u>削除</u>	(139) <u>歯科技工士国家試験手数料</u>
(140)～(201)の3（略）	(140)～(201)の3（略）
<u>(201)の4及び(202) 削除</u>	
	<u>(201)の4 医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</u>
	<u>(202) 医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</u>
(202)の2～(217)（略）	(202)の2～(217)（略）
<u>(217)の2 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料</u>	
<u>(217)の3 食品衛生管理者講習会登録申請手数料</u>	
(218)～(232)（略）	(218)～(232)（略）
<u>(232)の2 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料</u>	
<u>(232)の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料</u>	
(233)～(384)（略）	(233)～(384)（略）
<u>(384)の2及び(384)の3 削除</u>	
	<u>(384)の2 動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</u>
	<u>(384)の3 動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</u>
(384)の4～(460)（略）	(384)の4～(460)（略）



<p>(460)の2 <u>建替えマンション容積率特例許可申請手数料</u></p> <p>(460)の2の2 (略)</p> <p>(460)の3～(462)の2 (略)</p> <p>(463) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の<u>仮使用認定申請手数料</u></p> <p>(464)～(493)の2 (略)</p> <p>(493)の3 <u>建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転認定申請手数料</u></p> <p>(493)の4 (略)</p> <p>(494)～(503)の2 (略)</p> <p>(503)の3 <u>自家用有償旅客運送者登録申請手数料</u></p> <p>(503)の4 <u>自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料</u></p> <p>(504)～(585) (略)</p>	<p>(460)の2 (略)</p> <p>(460)の3～(462)の2 (略)</p> <p>(463) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の<u>仮使用承認申請手数料</u></p> <p>(464)～(493)の2 (略)</p> <p>(493)の3 (略)</p> <p>(494)～(503)の2 (略)</p> <p>(504)～(585) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第201号の4及び第202号の改正は同年5月31日から、同表第463号の改正並びに同表第493号の3を同表第493号の4とする改正及び同表第493号の3を加える改正は同年6月1日から施行する。

議 会 規 則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第22条</b> 委員会が知事、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。</p>	<p><b>第22条</b> 委員会が知事、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。</p>

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、改正前の新潟県議会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1766号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成27年条例第5号。以下「改正条例」という。)附則第3項及び第6項の規定に基づき、退職手当に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額)

第2条 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第49号。以下「条例」という。)第8条第5項及び第6項並びに第11条第1項から第3項までの規定により条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる在職期間(以下「職員以外の地方公務員等としての在職期間」という。)が条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者が、人事委員会が定めるところにより、その者の職員以外の地方公務員等としての在職期間において条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(改正条例附則第4項の規定の適用に関する読替え等)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額を受ける職員に対する改正条例附則第4項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額(以下「旧給料月額」という。)は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。

新給料月額	旧給料月額
円 948,000	円 961,988
1,068,000	1,084,711
1,174,000	1,198,000

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

## 新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3 月31日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警 察 本 部	72	125	760	211	1,168	433	1,601
警 察 学 校	1	2	15		18	3	21
警 察 署	59	156	1,643	972	2,830	153	2,983
初 任 科 生				132	132		132
合 計	132	283	2,418	1,315	4,148	589	4,737

## 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

## 新潟県公安委員会規則第11号

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3 月31日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）</p> <p><b>第2条</b> 条例第16条第1項第10号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）</p> <p><b>第2条</b> 条例第16条第1項第9号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

## 附 則

この規則は、新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第41号）の施行の日から施行する。